

教育委員会会議の議事録（平成28年4月定例会）

◆ 日 時 平成28年4月15日（金曜日）午後3時

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

◆ 出席委員 教育長 大越 裕光

教育長職務代理者 吉田 利弘

委員 永広 昌之

委員 草刈 美香子

委員 今野 克二

委員 齋藤 道子

委員 加藤 道代

◆ 会議の概要

1 開 会 午後3時

2 議事録署名委員の指名 今 野 委 員

3 報 告 事 項

(1) いじめに係る重大事態に関する調査結果等の市長への報告等について
(教育長・学校教育部長 報告)

齋藤委員 さっそく4月13日にいじめ対策担当教諭の研修を開いていただき、とてもありがたく思う。いろいろと議論がなされたと思うが、先生方からどのような質問が出たのか聞かせていただきたい。「こういうことを共通理解したい」などという先生方の思いを知りたい。

学校教育部参事 はじめに教育相談課の指導主事が講義し、些細なことでも早期発見して組織的に取り組むことの大切さを話した。その後、中学校区ごとにグループをつくり、どのように子どもの状況を見てとて、一人で抱え込むことなく組織的に取り組んでいくかということについて、学校の現状と課題を出し合いながら話し合った。

参加者からは、こういう意見交換の機会を今後も重ねること、対応には教職員全員で取り組んでいかなければならないという声があったと聞いている。

ぜひ、こういった研修を継続していくってほしい。

研修の内容などについて、私たちも共有したいので、研修会で配布した資料などを後でいただければと思う。学校で今後どのようにやっていくのかということを私たちも知っていたいと思う。

吉田委員がおっしゃったことに私も大賛成であるし、私たちもこの研修に参加してみたいと思う。自分たちの判断材料としても必要かと思うので、可能であればよろしくお願ひしたい。

資料については後ほど配布させていただく。また、今月25日に校長を対象にした自死予防研修を予定している。その分野では有名な筑波大学の先生による講演もあるので、そういうところへのご出席でもよければご参加もよろしいかと思う。

子どもへのアンケートで、「少しでもいじめられている」と答えた数が、1割まではいかないが、数%あったと認識している。一クラスでいうと、数人が平均的

齋藤委員
吉田委員

齋藤委員

教 育 長

今 野 委 員

にいじめられていると回答したということだ。今の段階では、減らすことよりも、まずはどのくらいいじめられているか漏れなく把握することが優先されるだろうと思う。

千葉県の取り組みで、ネットやスマホで、いじめの可能性が疑われるような言葉が使われると、親に通知されるシステムがあるような記事を読んだ。ネットからも子どもがいじめられていることを察知する方法はだいぶ進んでいるかと思われるが、いかがか。

学校教育部参事

ネットについては、教育相談課で配置しているネット巡視員が、ツイッターなどのSNSやホームページ上のいろいろな中傷などを毎日巡視し、危ない情報、あるいはいじめの情報があった場合は、教育相談課に報告をし、学校と対応することになっている。ただ、LINEなど仲間だけのクローズドな交流手段についての巡回は難しい。

今野委員のおっしゃった、キーワードに応じて危険な情報があれば親に伝えるというシステムができつつあるとは伺っているので、今後また研究していきたいと思う。

永 広 委 員

11日に市長への報告が行われたが、報告そのものについて何か市長からコメントがあったかどうか伺いたい。

教 育 長

続けて。新年度の新しい施策として教員の相談窓口の業務が開始された。まだ4日目ではあるが、何か動きはあったかお伺いしたい。

市長のコメントについては、内容をよく読んでいろいろ判断していくということだった。この報告を受けた後、市長として改めて再調査をするかどうかいざかの時点で判断するということなので、そういう意味でおっしゃったのだろうと思う。教育委員会の今の取り組みについては励ましのお話をいただき、「今後も一層取り組みを進めていってください」というやりとりがあった。当然市長もこの予算をつけた立場なので、これまでのことや再発防止策等については十分承知されているもとで、私からの報告をお聞きいただいたと認識している。

吉 田 次 長

相談窓口は「いじめ対応等相談教職員支援室」という名称で、教育センター内に4月12日に開設した。昨日14日現在までの相談はゼロである。電話などの受付時間は、昼12時から夕方6時までとしている。時間を夕方に延ばしているのは、先生方が放課後や、あるいは教育センターという場所柄、研修会などの帰りに相談できるようにするためである。今後は、ただ相談を待っているだけではなく、相談室のほうからも積極的に情報を提供したり、学校を訪問したり、また、研修会などで相談員を紹介するなど、いじめに限らずいろいろなことで悩んでいる先生方が相談しやすい環境づくりに努めていきたいと思っている。

教 育 長

12日の合同校長会で初めて説明したので、まだまだ周知不足という点もある。事務局でもさらに周知に努めていただく。

永 広 委 員

夕方6時までということで配慮をいただいているが、聞くところによると、先生方はとても忙しく、小学校の先生は夜8時に帰るのが普通などということがある。昼12時から夕方6時でも果たして自由に相談できるような時間帯になっているのか少し気がかりだ。

吉 田 次 長

相談員の勤務体系の関係から1日6時間が限界だが、eメール、あるいは携帯電話を常置したのでそこにショートメールで送るなど、夜間に自宅からでもアクセスできるようにした。相談員の方々が見るのは次の日となるが、相談する側からすれば帰宅後に夜間でも相談できるようなシステムにしている。

教 育 長

実績を見てからというところだが、改善できるところは改善していく必要があると思う。

今 野 委 員

いじめ問題で3桁の番号で全国どこからでも相談できる番号があると思う。それ

が、電話してもなかなか人間が出てこないで、2、3分かかってようやくつながるという話だ。今回はすぐに人が出るのか。

吉田次長 子ども対象の相談については、現状は相談員の勤務時間である午前9時から午後5時であれば、すぐに電話に出られる。今後の予定では、5月の連休明けにも、24時間相談の開設を考えている。

齋藤委員 先生の相談について、相談された先生の気持ちをどれくらい早く吸い上げられるかということも大切になってくると思うが、メールで相談を受けた場合の対応手順はどのようなものか。

吉田次長 想定としては、相談者のプライバシーに配慮しなければならないので、まずはその方と連絡を取る方向が1番目。そして、相談内容によって、学校や教職員課、教育センターにつなぐといった形になるかと思う。

加藤委員 相談数がないのは問題がないと考えていいのか、相談しにくくて少ないと考えたほうがいいのか、いつもこの問題については悩ましいところがある。それはさておき、相談をするということがその方の仕事ぶりや能力の評価にかかわることではないということが、みんなで共有されることが非常に重要なかと思う。「ここに電話をかけてしまったのは、自分がうまくできていないからだ」ということになってしまわないように、校長先生から先生方にこういう相談の制度をどんどん使うようにと、そういう和やかな雰囲気がとても重要なかと思う。

教 育 長 敷居が高い相談では意味がない。相談することが個人の評価につながるものではないと、そういう不安を取り除くような周知に努めてまいりたい。

加藤委員 地域も学校も保護者も、大人たちがみんな、「とにかくいじめをストップしていく」という気迫が感じられ、とても頼もしく感じている。ここまでできたことはありがたいことだと思っている。

一方で中学生など思春期以降は、そもそも発達段階として、親あるいは大人から離れて自分の世界を持つ。自分だけや友達だけの世界であって、そこで自分でづくりをしていくというような発達の特徴のある段階だと思う。どんな些細なことでも絶対に見つけていくという大人の一致団結した姿と、子どもたちのプライバシーを尊重しながらその発達を見守っていくというのは、実は背反する難しい課題かと思う。先生方は発達と教育の専門家として、この背反するところ両方を担うというのは、実はなかなか大変なことなのではないかと思う。

変化を見つけていくという姿勢の重要さの一方で、見つけたときにどう対応するかという、大人の柔軟性の必要性をとても感じている。

堀田理事 先ほど今野委員から話題が出たスマホについては、いじめに相当する言葉をあらかじめ登録することによって、例えば「うざい」という言葉を言われたときに、親のほうにも通知が行くという形でLINE上のいじめ関係をチェックするシステムだと思う。それについて、その地域内のおおかたの保護者は導入に賛成で、逆に子どもたちは「見られるのが嫌だ」「干渉されるのが嫌だ」という拒否反応が多くあったという。加藤委員がおっしゃったように、思春期になったときに、干渉され過ぎることに対する抵抗もいろいろあるかと思う。

そういう中で、いじめを生まない学校をつくっていくには、やはり先生方一人一人が子どもとの信頼関係に基づき、学校生活の中での過ごし方を適切に指導していくこと、それから子どもたち同士もお互いに「これはいじめに当たるのではないか」と、自分の行動がいじめにつながっていないかを振り返っていくことが大切だと思う。学校という集団生活の中では、ちょっとしたからかいなどの言葉がつい出てしまう可能性もあるが、少し相手を気遣って言葉を考えるとか、誤って言ってしまった場合には「ごめん」とすぐ仲直りができるような環境、学級づくりを心掛けていくことが、いじめをなくしていくことになっていくのではない

か。

先生方は子どもたちとの信頼関係、そして、地域の方や保護者はそれを大きな目で見守り、そして子どもがSOSを出しているようであればすぐ手を差し伸べてあげられるような関係が望ましい関係と思っている。いじめをなくしていくのは根気の要る取り組みではあると思うが、今回の自死事案をしっかりと重く受け止めて地道に取り組んでいきたいと考えている。

教 育 長

保護者と子ども、先生と子どもとの間合いは、あまり接近し過ぎると過干渉になってしまい、離れ過ぎると今度は放置になってしまいということか。ブレーキとアクセルをうまく踏み分け、ちょうどいい距離を保つよう努めていくことが必要だということ。ノウハウを今後も積み重ねていき、そういう間合いの取り方なども先生方の研修の中に取り入れていったり、保護者の皆様にも情報提供したりしていく必要があると思う。どちらかに寄ればいいというものではないだろう。

次に、私からご提案がある。平成26年9月発生の自死事案について、平成26年11月臨時教育委員会での専門委員会への諮問の議決などは、当時、秘密会として審議してきたため、その会議録についてはホームページへの掲載は行っていなかった。今般、本件に係る調査結果等について市長への報告を行ったなどを踏まえ、これら委員会で審議してきたことについて改めてホームページへ掲載したいと思う。昨年の8月に事案があったことについて公表し、10月に学校名を公表しているものの、初期の諮問、調査、答申については非公表してきた。それらについて、ホームページに掲載したいと思うが、よろしいか。

(同意)

それでは、ホームページへの掲載は速やかに行うということで事務局にお願いする。

(2)

市議会報告について

(総務課長 報告)

永 広 委 員

14ページ下段の「次期教育振興基本計画の策定における専門家の知見の活用について」という項目で、ICT活用という面で専門家を選任する方向で検討しているということだが、基本的には振興基本計画の柱になるような部分について専門家の知見を活用するのが一番良いかと思うが、この計画の策定の過程で専門家の意見はどれくらい挙げられるような措置をとってきたのか。

総 務 課 長

第1期の仙台市教育振興基本計画を策定する際には、ICTに関する専門家という観点での選任はしていなかった。今回は、ICTに絡み、情報モラルの観点で選任をしたいということで進めていたものである。

教 育 長

ここでいう専門家は、委員として入っていただくという認識のもの。ICT教育が進行している中で、従来はなかった分野がICT以外にもいくつか出てくるかと思うが、ICTの専門の方に入っていただき、よりタイミングとしてふさわしい教育振興基本計画の委員構成にしていきたいという意味だ。

草 刈 委 員

2ページの上段の「いじめ対策専任教諭について」だが、各校長先生が専任教諭を指名するとなっている。生徒指導などで長けているということで、生徒指導担当の方がいじめ対策専任教諭になることもあり得るのかどうかお伺いしたい。

教育人事部参事

いじめ対応の中核的役割ということで、生徒指導担当がなる場合もある。ただ、学年主任等については別な役割もあるので、学年主任と重複してはいけないというルールを決めて、基本的にはいじめ担当は単独で持つ形にしている。学校の大きさによって加配をしているものの、小さい学校であれば一人で担当する校務分掌が多いところもあるなど、学校の状況によって若干の違いはある。

いずれにしても、基本的には担当が重なっても大丈夫なようにという進め方はしている。全体の関係は今整理しているところなので、後ほど全体を把握した上でお話しできるかと思う。

教 育 長

規模の大きい学校は、校務がかなり分化して担当が独立しているが、小さいところは兼務になってしまっている。生徒指導担当が専任教諭を兼務すると、学校自体が回らなくなってしまうところもあるかもしれない。そこで、独立して生徒指導を誰にするかというと、やはりある程度の経験を踏まえていることが必要である。そこを校長に考えていただくことになる。

草 刈 委 員

兼務となると結局その先生の負担が増えてしまう。それでは専任教諭としてお願いした意味がない、と言っては失礼だが、そこをぜひ考慮いただきたい。

教 育 長

標準的には専任教諭だが、小さい学校だとなかなかそういうところを今補足して説明させていただいた。

教育人事部参事

学校規模によって一人の教員にいくつかの校務分掌が重なってしまうことは、現実的にはどうしてもある。ただ、授業の持ち時数を10時間程度に抑えることで、いくらかでもいじめのほうに専任化できるような体制をということで取り組んでいる。しかし、学校規模によってはそこも微妙なところがあるので、最終的に校長が総合的に判断して指名している現状である。

教 育 長

今年度やってみて、うまくいっているかどうかを各学校に確認し、校長の考えもヒアリングしなければならないと思う。そして改善できるところは来年度にも修正していきたい。今回すべて完璧にいくなどとは思っていないので、まずスタートしてみて、専任教諭のあり方に改善点があれば改善し、2年目はより充実できるようにならうと思っている。

今 野 委 員

少人数学級について、少人数学級が実施されている岩手県や山形県、福島県は仙台市よりはるかに小学生の数の減り方が激しいのだろうと思うが、全国的に少人数学級が採用されているのは、小学生の数が劇的に減っている場所なのか。児童数が減つていけば先生の数も増やすさずに35人学級などにできる可能性があるのでないかと思うが、例えば東京など大都市での実施は難しいような気がする。実際のところを教えてほしい。

教育人事部参事

児童生徒数のこともあり、今挙げられた岩手県や山形県などのほうは、どちらかといえば大都市よりは少人数学級にしやすい状況はあるかと思う。ただ、教職員定数は義務教育標準法で決められており、小学校1年生は1クラス35人、小学校2年生から中学校3年生までは40人という枠になっている。その中で、各県が定数をやりくりし、可能な範囲で35人にすることはある。そういう意味で、大都市圏は学級数も生徒数も多いため、確かに少人数学級を実施しづらいとは思う。

そのあたりも含めて調査してきているが、その定数 자체を国が標準法の中で変えていただかないといろいろな部分で弊害が出てくることもある。我々としては国に対して教職員定数の改善について要望しているところであり、今後もそういう形で考えていきたい。

今すぐ実現するには莫大な予算がなければ無理なことも存じ上げている。今のところは、いじめ対策専任教諭を増やしたことだけでも素晴らしいことで評価しなくてはならないだろうと思う。

しかし、現実に学校の中には少人数のクラスがある。小学生も中学生も少なくてきて、実際には35人よりも少ないクラスがかなりあろうかと思う。そこで、35人以下とそれ以上の学級で現実的にどれだけいじめ問題等に差が出のかどうか。もちろん、地域差や教員の質などの事情もあるのかもしれないが、そういうものがないとした場合に、35人以下と35人以上のクラスとで具体的な数字としてどういう差が出ているのかというデータはあるのか。

教育人事部参事

今野委員がおっしゃったように、同じ状態の中でやっているわけではないので、正確なデータはとれていないのが現状である。

いじめ対策専任教諭を1人配置したことで、少しずつの先生たちの負担軽減が図られ、それが子どもたちを見る目につながっていくという考えがある。そうすると、児童生徒の人数に対して、教員の数が多いほうがいいだろうとは認識しているが、具体的なデータによる検証は今のところまだしていない。

今野委員

全国的に35人にするよう騒いでいるところがあると思う。理屈で考えればクラスの人数は少ないほうが良いだろうとは思うが、実際にどういう効果があるのか調べて実施しているのか、それだけのコストをかける価値があるのかどうか、そういう調査があれば、参考になるかと思う。

少人数学級については、国レベルでも予算が必要なことなので、文科省の検討に対し財務省はその効果について明確なエビデンスを示せと求めているようだが、そこはまだ具体的に示しきれていないという情報は聞いたことがある。

教育人事部長

補足するが、資料の18ページに記載してある答弁が、仙台市の現状である。少人数学級の効果について文科省も示しきれているわけではない。政令市全体としても国に少人数学級の要望を出しているが、それは財源、人的予算の裏づけがない今まで、自治体の負担による増員は難しいためだ。大都市ほど相当の予算負担になるため、まず国の方で制度を拡大していただくようお願いをしている。

教育長

単独で実施することは理論上可能だが、今野委員がおっしゃったように相当な効果の検討と条件整備が必要かと思う。その中で今回は、いじめ対策専任教諭の加配が、教員の多忙化解消につながる手立てにもなるので、まず優先的に取り組んでいきたいというお答えをしている。今回も4,5人の議員から少人数学級に対する質問があり、これは今後の継続的な課題と認識している。

齋藤委員

現実に宮城県の中で小学1年、2年、中学1年で少人数学級に取り組んでいる。しかし、この学年でいじめが少ないと非常に学習効果が高いというエビデンスは実際取りきれてはいない。そこはなかなか難しいところであり、今後も議論の続くところかと思う。また、物理的な問題もある。学校によっては簡単には教室を増やせないようなこともあります、そういう問題も踏まえて今後も検討していく。

吉田次長

2ページのいじめ対策専任教諭について確認をしたい。報告事項①の資料で、4月13日に全校のいじめ対策担当教諭の研修があった。このいじめ対策担当教諭といじめ対策専任教諭は同じなのか違うのか。始まったばかりの今だからこそ、言葉の明確化をきちんとしたほうが良いのではないかと思う。

齋藤委員

まず、すべての市立学校に必ずその担当教諭を置くことにしたのがいじめ対策担当教諭である。中学校においては全市立学校にいじめ対策の専任教諭を配置したので、その専任教諭がいじめ対策担当ということになる。

この研修には中学校の対策専任教諭もいらしたということか。

吉田次長

参加した。それから、小学校においては30校程度に児童支援教諭ということで加配し、配置された学校ではその児童支援教諭がいじめ対策担当教諭になる。どちらも配置されていない学校が小学校や高校にあるが、そこは、加配はないが、配置された教員の中でいじめ対策担当を決めることになる。

教育長

中学校で2人いるという意味ではない。看板が2枚あると思っていただくといいかもしれない。確かに分かりづらいところはある。

齋藤委員

このあたりはもう一度明確化したほうが良いかと思う。先ほど、研修では中学校区に分かれて情報交換をしたと聞いたが、担当教諭、専任教諭たちを一人にさせないという仲間意識で、みんなで仙台市の子どもたちを守っていくという大きな気持ちになっていけると思う。この研修はこれから先も行っていただきたいと強

く願う。

それから二つお聞きする。9 ページ上段の「新しい学習指導法の探求について」の答えで、「発言をすることが苦手な児童生徒には、段階を踏まえた話し合い活動を取り入れる」とあるが、これは具体的にどのようなものか教えてほしい。

もう一つは、19 ページの「教育課程における手話の取り扱いについて」で、手話クラブを設けていたり、総合的な学習に取り入れたりしている学校があり、非常に素晴らしいことだが、それはどのぐらいの割合の学校で取り組まれているのか、中学校だけにあるのか。

吉田 次長

1 点目について。段階を踏まえた話し合いとは、この言葉の前に「発言をすることが苦手な児童生徒」とある。簡単に言えば多くの人がいる中で発言が苦手な子どもに対して、例えば 2 人だけの話し合いや、4, 5 人のグループでの話し合いなど少ない人数で話し合う経験を踏まえて、大勢の中でも話すことができるようという意味で段階を踏まえた話し合い活動と表現している。

教 育 長

2 点目について、具体的な数は今すぐに示せないが余り多くはない。議員の「すべての学校でやるべきではないか」というご質問に対して現状をお答えしたものだ。市長の方では、いきなりみんなが手話をできるようにしようというのではなく、学校と限らず手話について段階を踏んで進めていくべきだろうと答えた。学習指導要領でも義務づけてはおらず、手話への理解を深めていくということでは今後検討していく必要はあろうかと思う。

齋藤 委員

数については、もしかればということだった。実際そういう学校もあるということで、ほかの学校も取り入れていければ素晴らしいと思った。

4 付 議 事 項

第 2 号議案

平成 27 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

(総務課長 説明)

吉田 委員

法の規定の関係上、すべての事業にわたって評価しなければならることはやむを得ないことで、そのためにはやはりたくさんの時間と職員の皆さんの努力が必要になってくる。しかし、せっかくやるのだから、より実効性のあるものにしていっていただければと願う。各部・各課、それぞれの立場から事業を俯瞰してマネジメントし、ときには重点化的な評価の扱い方をしてみることで、その結果を生かしていただきたいと思う。

これに関連して、いわゆる評価というと P D C A サイクルが重視されるが、例えば今年は 27 年度の評価を行うが、その結果は 28 年度には生かせないというタイムラグが生じる。そのシステムが問題だと指摘しているわけではなく、タイムラグが生じることを意識してこのあり方を効果的に扱っていただければと思う。俗に言う評価のための評価にだけはしたくないと私も願っていることをご理解いただければと思う。

教 育 長

ある意味で決算と重なるが、決算の中身から、予算上、それを充実拡大していくのか、発展的解消をしていくのか、その見極めを 29 年度の予算要求までにはしていかなければならない。この評価には、予算を伴うものと伴わないものもあり、予算を伴わないものについては、これをどう反映、改善していくか、常に意識しておかなければならない。議会では第 3 回定例会でその点も踏まえていろいろ議論がある。

この点検評価では学識経験者からコメントをいただくが、それを委員会の中でしつかり認識していかなければならない。現在、委員の方には平均的に 4 年ぐらいお願いして中期的に見ていただいているところである。そういうところの意見に、

我々は十分に耳を傾けていかなければならないと思う。これがいつも手間暇のかかる作業だというマイナスイメージで捉えると何も生産的なものが出ないので、しっかり生かせるようにしていきたいと思う。

原案のとおり決定

第3号議案 平成27年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に
係る学識経験者の選任について
(秘密会) (総務課長 説明)
原案のとおり決定

第4号議案 仙台市図書館協議会委員の委嘱について
(秘密会) (市民図書館長 説明)
原案のとおり決定

5 そ の 他

事務局 次回定例教育委員会は5月20日(金)に開催する予定である。

6 閉会 午後4時30分